

### 13 病氣休職を除く分限処分の処分事由一覧(平成22年度)

(単位:人)

県 市 名	処分年月日	分限処分の種類				降給	合 計	処分事由
		降任 ※1	免職 ※2	休職 ※3				
				起訴休職	その他			
岩 手 県	22 7 28			1			1	強制わいせつ罪
	22 8 6			1			1	威力業務妨害罪
宮 城 県	22 6 16			1			1	住居侵入罪及び窃盗罪
	22 7 1			1			1	詐欺未遂罪
	22 12 15			1			1	恐喝未遂罪
	22 12 17			1			1	傷害罪、児童買春・児童ポルノ法違反
	23 3 12				3		3	災害による生死不明又は所在不明(分限条例)
秋 田 県	22 7 8			1			1	自動車運転過失致死罪
	23 3 28		1				1	適格性欠如
山 形 県	22 4 1				1		1	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
福 島 県	22 4 1				6		6	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
	22 9 10		1				1	勤務実績不良
茨 城 県	22 4 1				1		1	研究休職(分限条例)
	22 8 1		1				1	心身故障
栃 木 県	23 1 21			1			1	自動車運転過失傷害罪
千 葉 県	22 10 19			1			1	自動車運転過失傷害罪及び道路交通法違反(救護義務違反)
	22 12 21		1				1	勤務実績不良
東 京 都	21 4 1 他	1			29		29	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
	22 4 1 他			11		11	研究休職(分限条例)	
	22 4 28					1	1	適格性欠如
	22 7 12		1			1	1	勤務実績不良
	22 12 20		1			1	1	勤務実績不良
	23 3 30		1			1	1	勤務実績不良
23 3 31			1		1	1	強制わいせつ罪	
神 奈 川 県	21 4 1 他				9		9	研究休職(分限条例)
富 山 県	22 4 1				1		1	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
山 梨 県	22 9 17			1			1	児童買春・児童ポルノ法違反
長 野 県	23 3 1			1			1	道路交通法違反(酒気帯び運転)
静 岡 県	20 4 1 他				8		8	研究休職(分限条例)
	20 4 1 他				6		6	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
	22 8 27			1			1	自動車運転過失致死罪
	23 3 31		1				1	適格性欠如
三 重 県	21 4 1 他				4		4	研究休職(分限条例)
大 阪 府	20 4 1 他				50		50	研究休職(分限条例)
	21 6 23 他				4		4	青年海外協力隊
	23 2 14			1			1	京都府迷惑行為防止条例違反
兵 庫 県	20 4 1 他				12		12	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
	21 4 1 他				15		15	研究休職(分限条例)
	23 1 14			1			1	住居侵入罪及び窃盗罪、器物損壊罪、脅迫罪
島 根 県	22 8 16			1			1	住居侵入罪及び窃盗罪
岡 山 県	20 4 1 他				3		3	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
山 口 県	22 6 4		1				1	心身故障
	22 11 10				1		1	研究休職(分限条例)
徳 島 県	21 4 1				2		2	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
	22 7 13	1					1	適格性欠如
香 川 県	21 9 7			1			1	自動車運転過失致死罪
愛 媛 県	21 12 11			1			1	傷害罪及び名誉毀損罪
福 岡 県	22 8 2			1			1	道路交通法違反(酒気帯び運転)
佐 賀 県	20 4 1 他				5		5	研究休職(分限条例)
	23 3 16			1			1	児童福祉法違反
沖 縄 県	21 10 2 他				2		2	研究休職(分限条例)
	22 4 1			1			1	傷害罪
川 崎 市	22 11 15			1			1	住居侵入罪及び窃盗罪
横 浜 市	21 4 1 他				4		4	研究休職(分限条例)
	21 4 1 他				5		5	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
新 潟 市	22 1 6			1			1	自動車運転過失傷害罪及び道路交通法違反(救済義務違反)
静 岡 市	21 4 1				3		3	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
	22 9 22			1			1	準強制わいせつ罪
浜 松 市	20 4 1 他				3		3	配偶者の海外派遣に同行(分限条例)
大 阪 市	22 4 1				9		9	研究休職(分限条例)
堺 市	21 4 1				1		1	研究休職(分限条例)
神 戸 市	21 4 1				5		5	研究休職(分限条例)
	22 11 22			1			1	自動車運転過失傷害罪
合 計		2	9	25	203		239	

※1 「降任」の内訳・・・適格性欠如:2人

※2 「免職」の内訳・・・勤務実績不良:5人、適格性欠如:2人、心身の故障:2人

※3 「休職」の「その他」の内訳・・・研究休職(国内・国外):125人、配偶者の海外派遣に同行:71人、青年海外協力隊:4人、災害による生死不明又は所在不明:3人